

令和6年度 生徒指導方針

1 重点目標

自立した人材の育成

- ・ 時間厳守（時を守り）「時間を守る人は信用される」
- ・ 掃除徹底（場を清め）「自分の心と向き合う時間を作る」
- ・ 服装指導（礼を正す）「服装を正させることで規律ある校風をつくる」

2 生徒服装に関する規定

本校には規定の制服があり、自由な服装が許される場所ではありません。自らが選択した既定の制服を正しく着こなすことを求めます。ルーズな着こなしやファッション性を利用した個性は、私服で楽しんでください。制服の着こなしについては以下の規定の制服から気温・気候・体調に合わせて自ら選択し組み合わせて正しく着用してください。

規定のブレザー、規定の長袖カッターシャツ（裾だし不可）、規定のスラックス（裾折り不可）、規定のスカート（折り込み不可）、規定のネクタイ・リボン（着脱選択：3年生のみ）、ポロシャツ（裾だし可）

違反となる服装（着こなし）については別に定める。

（TPOに合わせた服装・着こなしを自ら考えて選択でき、正しく服装を着用できる習慣を身に付けるため）

(1) 制服移行期間

特に定めない。

(2) アンダーウェアについて

- ① 白・黒・グレー・紺などの単色で柄のないものに限ります。ただし、商標等のワンポイントは認めます。就職・進学等の面接の際には進路指導部の服装指導を優先させてください。アンダーウェアの代わりにTシャツを着ることは控えてください。

（TPOに合わせた服装・着こなしができる習慣を身に付けるため）

(3) ポロシャツについて

- ① 購入先は問わない。白・紺・黒・グレーの単色のみに限る。ただし、標章等のワンポイントは可とする。形状は半袖・襟付き・ボタン（2～3個）、胸ポケットありなしどちらでも可とする。就職・進学等の面接の際には進路指導部の服装指導を優先させてください。

（TPOに合わせた服装・着こなしができる習慣を身に付けるため）

(4) 頭髪について

- ① 毎月、頭髪服装指導を実施する。頭髪や服装の状態によっては、複数教員（学年・生徒指導部・各クラス生徒指導担当教員）の目で確認し学校生活に不適切と判断した場合は、再登校指導となる場合もあります。また、服装頭髪指導以外でも黒染め等の指導を行うことがあります。

- ② 染色や脱色による頭髪の変色は禁止します。変色した場合は改善を求めます。
なお、ドライヤーやアイロン等の熱による変色についても改善を求める場合があります。
- ③ パーマ、エクステ、そり込み、ライン、不自然な刈り上げ等は禁止します。このような頭髪にした場合は改善を求めます。
(TPOに応じた頭髪・髪型を自ら考えて実践できる力を身に付けるため)

(5) 履物について

- ① スニーカー・運動靴・革靴等とします。
- ② 安全な登校をさせるため、スリッパ類は禁止します。履いてきた場合は指導します。
※足のケガ等によるスリッパでの登校については異装願を提出してください。
- ③ 校内は指定されたスリッパを履いて生活をしてください。

(6) タイツ等について

- ① タイツ等の色(単色のみ)は黒・ベージュとします。ただし、就職・進学等の面接の際には進路指導部の服装指導を優先させてください。
※タイツ等を身体的理由等により履けない場合には、学年・生徒指導部に相談してください。
- ② ルーズソックス・ルーズソックスに類するものは禁止とします。
(TPOに応じた服装・着こなしができる習慣を身に付けるため)

(7) ベルトについて

- ① 黒色または茶色の無地の物を着用する。金具等の装飾は不可とする。
(既定の制服にふさわしい着こなしができる習慣を身に付けるため)

(8) セーター類について

- ① セーター類はブレザーからはみ出るような大きな形のもの(パーカーなど)は禁止とする。
(就職・進学面接を想定した場合、制服の正しい着こなしから大きくかけ離れるため)
- ② 着こなし改定案については、今年度生徒総会にて決定することとする。
(就職・進学面接を想定した場合、制服の正しい着こなしから大きくかけ離れるため)

(9) ネクタイ・リボンについて

- ① ネクタイ・リボンを着用する場合には、第一ボタンを留め、正しく着用してください。紐やゴムを付けたり、ボタンの位置をずらして着用することは禁止します。就職・進学等の面接の際には進路指導部の服装指導を優先させてください。3年生は卒業式・卒業式予行に関しては、原則ネクタイ・リボンの着用と第一ボタンを留めるようにしてください。
(TPOに合わせた服装・着こなしを自ら考えて選択でき、正しく服装を着用できる習慣を身に付けるため)

(10) 防寒具について

- ① 職員室・進路指導室・農業職員室・畜産職員室については防寒着を脱いで入室してください。
- ② 防寒具としてパーカー等を使用する場合は、バックプリント等がないものを使用してください。
(TPOに応じた服装・着こなしができる習慣を身に付けるため)

(11) その他

- ① やむを得ない事情で異装する場合は、異装願を提出してください。
(報告・連絡・相談を行う習慣を身に付けるため)
- ② 規定の制服を改造することは禁止します。場合によっては買い換えを指示する場合があります。
(制服を改造することは正しい着こなしができる習慣からかけ離れるため)
- ③ 女子のスカート丈は、膝頭を基準とします。
- ④ 規定の制服を着用せずに登校することは禁止とします。
(本校の学校生活は制服を着用して過ごすため)
- ⑤ 電動キックボード・キックボード・スケートボード等を使用しての登下校は禁止とします。
また、電動キックボード・キックボード・スケートボードを学校敷地内に持ち込む行為についても禁止とします。
(上記のものは登下校において事故等に遭う危険性が高く、また学校生活に必要性が無いため)

3 生徒指導に関する注意事項

(1) 登下校時の服装について

登下校には、休日・長期休業中も含めて原則制服を着用してください。実習服に関しては防疫上の観点から着用しての登校はできないので禁止とします。

(本校は制服が規定されているため)

- (2) 当日の遅刻、欠席の連絡については、できる限り保護者等から朝7:50~8:15に連絡するようにしてください。保護者等からの連絡が困難な場合には、自らが連絡をしてください。遅刻した際には必ず職員室に来て登校したことを伝えてください。

(報告・連絡・相談を行う習慣を身に付けるため)

- (3) 授業教室に入らない等の怠学(なまけ)行為については禁止とします。

(但馬農高生(高校生)としてふさわしい行動ではないため)

- (5) アクセサリー類(ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレット・ミサンガ・ファイテン等の健康グッズを含む)の着用は禁止とします。特に、ピアスについてはプライベートであっても装着しないようにしてください。違反の場合には、生徒心得書き写し(反省文)指導を行います。ただし、理由がある場合については学年・生徒指導部に相談してください。

(食品衛生上の危害の発生防止・防疫上・進路指導上、支障が出ることがあるため)

- (6) 化粧(色付きリップ・マニキュア・アイライン・カラーコンタクト等)は禁止とします。違反の場合には、生徒心得書き写し(反省文)指導を行います。ただし、理由がある場合については学年・生徒指導部に相談してください。

(食品衛生上の危害の発生防止・防疫上・進路指導上、支障が出ることがあるため)

- (7) アイプチ・まつ毛パーマ・エクステ、アートメイク・タトゥー等は禁止とします。行った場合には指導します。

(学校生活において必要性が無く、他の人を不快にする可能性があるため)

- (8) 自転車二人乗り、スマホ・携帯電話等を見ながらの運転、傘差し運転、イヤホンをつけての運転等は禁止とします。違反の場合には、生徒心得書き写し(反省文)指導を行います。

(道路交通法違反となるため)

(9) スマートフォン・携帯電話について

本校は、マナー指導（休み時間や昼休み、放課後等は使用可）となっています。ただし、授業中に使用した場合には、生徒心得書き写し（反省文）指導を行います。

(スマホ等を使用する際のマナーを身に付けるため)

敷地内で撮影した画像・動画をSNS等に掲載する、配信することも控えてください。ネットやSNSへの誹謗中傷書き込みや他人の許可なく画像・動画を載せることも特別指導の対象になります。

(学校敷地内でのLIVE配信等の禁止については背景に校内の建物や関係ない人が映り込んでしまうこと・居場所が特定される恐れがあるため)

(10) アルバイト許可申請について

① アルバイトを行う場合は「アルバイト許可願（新規）」を提出してください。

未提出の場合は無断アルバイトとして指導します。

② アルバイト先が同じであっても、2・3年生は4月に「アルバイト許可願（更新）」を提出してください。未提出の場合には無断アルバイトとして指導する場合があります。

③ アルバイト先を変更する場合は、改めて「アルバイト許可願（新規）」を提出してください。

④ 許可条件を満たさなくなった場合は、許可を停止する場合があります。その場合は、担任から保護者等に連絡をします。

⑤ 1年生は学校生活に慣れることを優先とし、原則として夏季休業からの実施とします。

(規則を守る意識（規範意識）を身に付けるため)

(11) 服装指導について

今年度は年間を通じて服装指導を行います。服装違反で繰り返し指導される場合、回数に応じて生徒心得書き写し（反省文）指導・個人面談・保護者連絡を実施し改善に向けた指導を行います。

(TPOに合わせた服装・着こなしを自ら考えて選択でき、正しく服装を着用できる習慣を身に付けるため)

(12) 掃除指導について

掃除の欠席・遅刻（サボリ）を繰り返す場合、掃除指導を行います。

(清掃を行う中で自分自身の気持ちと向き合う時間（落ち着いた時間）を作るため)

6 特別指導対象事項

いじめ	性的不良行為
暴力（胸ぐらを掴む等を含む）	薬物乱用・飲酒
暴言（死ね、殺す等）	器物破損
指導に従わない行為（指導無視）	不正乗車（無賃乗車・定期不正利用等）
ネットへの誹謗中傷書き込み、画像・動画流出等	青少年立ち入り禁止施設への出入り
授業妨害（繰り返す私語・立ち歩き・指示を無視する・飲食行為等）	定期考査中のスマートフォン・携帯電話等の通信機器の所持
定期考査不正（カンニング行為等）	危険物所持
窃盗・万引	迷惑行為・危険行為
喫煙・喫煙具所持・喫煙同席（タバコ類似品を含む）	家出・深夜徘徊
単車・自動車等の無断免許取得及び乗車	強要・恐喝行為
無断アルバイト	

7 生徒心得書き写し（反省文）指導対象事項について

アクセサリ類の着用（ピアス穴増を含む）	化粧
頭髮の脱色・染色	服装頭髮指導や再検査に対する指導無視
授業への迷惑行為（私語・立ち歩き・飲食等）	無断下校（学年等に連絡なく下校するなど）
怠学行為（授業教室以外の教室等に居座る・授業教室に入らない・授業への遅刻など）	電動キックボードやスケートボードなどでの登下校、また敷地内に持ち込む行為
自転車運転違反（二人乗り、スマホ等を操作しながら運転、傘さし運転、イヤホン装着運転等）	授業中のスマホ・携帯電話・ゲーム機等の使用
学校の規律・秩序を乱す行為	服装指導の累積による場合
パーマ（ヘアアイロン等を使用してのヘアアレンジを含む）・エクステ、そり込み、ライン、不自然な刈り上げ等	

※今年度の生徒心得の書き写し（反省文）指導は、発生した日もしくは翌日に書き写しを必ず行います。

なお、16時50分を過ぎても終わられていない場合は、翌日に続きを行います。また、発生した日もしくは翌日ともに用事等があり生徒心得の書き写し（反省文）指導が書けない場合には、保護者等からの申し出がある場合のみ別日に書き写しを行います。

※書き写し用紙の最後には、「今後の学校生活について」の自身の思いを粹いばいに記入してください。

8 授業規律について

(1) 授業の始めと終わりには、服装を正しく着こなしてから挨拶をしてください。防寒具は脱いで挨拶をしてください。

（制服を正しく着こなす習慣・礼儀を身に付けるため）

(2) 授業中の私語は他の人に対する迷惑行為にあたる行為です。教員の指導に従えない行為は、授業妨害とみなし特別指導の対象となる場合があります。

（全員が安心して授業が受けられる環境を作るため）

(3) 授業中のスマートフォン・携帯電話は、電源を切るもしくは着信音が鳴らないように各自が管理してください。授業中使用した場合は、放課後に生徒心得書き写し（反省文）指導があります。

（マナーや規範意識を身に付けるため）

(4) 授業への遅刻はしないでください。授業への遅れた場合には必ず授業をする先生に理由を伝えてください。繰り返す場合には指導します。

（遅刻は授業が止まるなど他の人に対する迷惑行為となるため・時間を守る習慣を付けるため）

9 職員室・進路指導室・農業職員室・畜産職員室の入室について

(1) 入室時の制服の着こなし（ボタン・シャツ・防寒着を脱ぐなど）を確認してください。

(2) 入室時にはノックをして学年・科・氏名を名乗り、用件を伝えて下さい。

(3) 先生に対してはタメ口ではなく「～ですか」「～ます」等の丁寧な言葉を使ってください。その場や相手に応じて言葉の使い分けができるようにしましょう。

（礼儀・マナーやTPOに応じた正しい言葉遣いを身に付けるため）

10 貴重品の管理について

- (1) 高価な金品は持って来ないでください。
- (2) 貴重品については自己管理を徹底してください。教室にある貴重品ロッカーを使用してください。
(盗難防止および危機管理能力を身に付けるため)

11 自転車について

- (1) 自転車の施錠を徹底してください。
- (2) 兵庫県では平成27年10月より、自転車損害賠償保険等への加入が義務化されています。本校でも自転車通学を行う場合には保険加入が条件の一つとなります。
- (3) 兵庫県では令和5年4月より全年齢を対象としてヘルメット着用が努力義務化されます。安全を確保するためにヘルメットを着用するようにしましょう。
(危機管理能力身に付け、自分や周囲の安全を確保するため)

12 その他

(1) 生徒の送迎について

特別な事情がある場合を除き、敷地内への自家用車の乗り入れは禁止です。生徒送迎の自家用車は校門に入るまでの安全なエリアで乗降してください。

(但農坂を通行する生徒との接触事故等を避けるため)

(2) 学校から警察へ相談・通報制度について

生徒による非行事案等にかかる警察との連携については、平成16年4月8日付け教高第1045号「生徒による問題行動等の警察から学校への通報制度について(通知)」に基づいて取り組んでいます。また、県立学校から警察への相談・通報制度については、平成28年4月1日から運用されています。本校も、以下のことについては、学校から警察へ相談、あるいは学校が先に認知した場合の通報を行います。

① 警察に相談する場合

- ア 学校内外の者から暴行や傷害等を受けているおそれのある場合
- イ 所在確認が取れず、安否が分からない場合 他

② 警察に通報する場合

- ア いじめ行為があった場合
- イ 暴力事件や窃盗事件などの犯罪(触法事案)を行った場合
- ウ 暴走族や暴力団などの非行集団の一員となっている場合 他

生徒心得

生徒は次の心得を良く理解して、人格の向上とより良い生活を心掛けなければならない。

校内生活

1 礼儀

- (1) 礼儀はその人の品性の現れである。常識のある社会人となるため、礼儀や節度を大切にする習慣を育てよう。
- (2) 職員及び生徒間においても常に礼儀正しくするよう心掛けよう。
- (3) 言語は粗暴にならぬよう気をつけ、また、誤解を招くような発言は慎もう。

2 服装

- (1) 服装は端正質素を心掛ける。
- (2) 傘・カバンなどの携行品は、華美にならないように心掛けよう。
- (3) 衣服・携行品には記名し、自分の責任で保管すること。
- (4) 生徒の服装（制服・靴・頭髪等）についての規定は別に定める。
- (5) 特別の事情により服装規定を守れない場合は、担任又は生徒指導部に申し出て許可を得なければならない。

3 行動

- (1) 学業に励むことは生徒の本分である。意欲的な学習態度を養おう。
- (2) 教室内では静粛にし、授業の前後には服装を正し、起立・礼の挨拶をしよう。
- (3) 登校後の外出は許可しない。ただし、特別の事情により外出を希望する場合は、担任又は生徒指導部に申し出て許可を受けること。
- (4) 生徒間において物品・金銭の貸借をすることは慎もう。
- (5) 午後5時以降は、担当の先生の許可を得て、その指導のもと活動すること。
- (6) 落とし物、拾い物は直ちに担任又は生徒指導部に届け出ること。
- (7) 校内に掲示、貼紙、陳列、印刷物を配布するような場合は、事前に生徒指導部の許可を受けること。

4 公共物

校舎・校具その他公共の器物は大切に扱う。故意に破損することのないよう心掛け、また、使用後は責任をもって後始末をすること。

5 清掃

- (1) 校舎の清掃は誰もが責任を持って丁寧に行い、お互い協力して美化に努めること。
- (2) 清掃の開始・終了時には、担当の先生の点呼・点検を受けること。

6 交友

- (1) お互いの人格と個性を尊重し、友情と信頼の関係を築き、いじめや暴力を追放しよう。
- (2) 男女間の交際は、節度を失わないものにしよう。

校外生活

1 行動

- (1) 自らの行動に責任を持ち、地域の人たちに信頼される行動をしよう。
- (2) 登下校の途中はもちろん、私生活の面においても、規則正しい生活をしよう。
- (3) 交通ルールやマナーを守り、自転車の傘さし運転、2人乗り、並進などの運転をしないこと。
- (4) 交通事故の被害者又は加害者となった時は、直ちに担任へ届け出ること。

2 外出・外泊

- (1) 外出・外泊は、行き先、用件、時間などについて必ず保護者の許可を受けること。

禁止事項

次の行為をした場合は、規定による指導処置を行う。

- 1 喫煙、飲酒、薬物乱用をした者。
- 2 窃盗、万引き、金品強要、恐喝、暴力行為、破壊行為等をした者。
- 3 無免許運転等の交通法令に反する行為をした者。
- 4 未成年者の立ち入り禁止場所へ出入りした者。
- 5 青少年愛護条例に違反した者。
- 6 深夜徘徊をした者。
- 7 単車・自動車免許取得について学校の指導に違反した者。
- 8 無届アルバイトをした者
- 9 考査の際、不正行為をした者。
- 10 スマートフォン・携帯電話等において、画像や動画の無断 撮影及びSNS・インターネット上に無断掲載・誹謗中傷等の行為をした者。
- 11 その他、学校の秩序を乱し、又は生徒の本分に反した者、本校の指導に従えない者